

学校運営協議会を設置する学校の指定について

1 事業概要及び本市の取組状況

平成16年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて導入された学校運営協議会制度は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことがねらいである。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待され、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める仕組としても有効である。

本市においては、平成18年12月に川中島小・東小田小・南河原小・土橋小の4校を、平成20年12月に上丸子小・東橋中・中野島中・金程小の4校を学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）に指定した。各校では指定後、各校や地域の実情に合わせて、学校運営協議会を核として、例えば、登下校の見守りや安全マップ作りなど防犯・防災に取り組む「安全安心コミュニティ」、校舎内外の環境を整備したり地域の清掃活動に協力したりする「環境整備コミュニティ」、読み聞かせや校外での体験活動など教育活動をサポートする「学び支援コミュニティ」等を立ち上げ、地域と学校が協働して子どもの育ちを支えている。その成果はコミュニティ・スクール・ガイドの発行やコミュニティ・スクール・フォーラム in Kawasaki の開催等により、指定校間で情報を共有するとともに、指定校以外の学校や地域にも周知を図っている。

2 新規指定

〔指定校〕 荻宿小学校・稻田中学校

(様式1「学校運営協議会設置申請書」参照)

〔指定理由〕 両校ともに、学校運営に対して保護者や地域の理解があり、地域と学校の協働による教育活動が期待できる。

(「学校運営協議会設置申請理由書」参照)

〔指定期間〕 平成27年4月1日～平成30年3月31日

【参考資料】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

「川崎市学校運営協議会規則」

「川崎市学校運営協議会運営要綱」

文部科学省『コミュニティ・スクール』

川崎市教育委員会『地域と共に歩む コミュニティ・スクール・ガイド 2015』

平成27年1月16日

川崎市教育委員会様

川崎市立苅宿小学校は、学校運営協議会の設置を申請いたします。

平成27年1月16日

川崎市立苅宿小学校
校長 石川 奈緒美

平成 27 年 1 月 16 日

川崎市立苅宿小学校
校長 石川 奈緒美

学校運営協議会設置申請理由書

本校の正門の前には、商店街があり、学区内には中小の工場が散在する環境の中にある。また、長年この場所で生活している多くの住民も多く、「わたしたちの地域の学校」という意識をもって教育活動に協力してくれている。このような地域の特徴を踏まえ、本校では、人と人とのかかわりや体験学習に重点をおいた教育活動を行ってきた。

平成 16 年度から、本校の特徴である「商店街」「工場」などとの体験活動を通してかかわりをさらに深めた。平成 18 年度は、神奈川県の委託を受け、キャリア教育の委託校として生活科、総合的な学習の時間を中心に、「人とのかかわり」を重視した研究実践を行った。平成 19・20 年度は、川崎市の研究推進校として、キャリア単元（教育活動の中で特にキャリア教育との関連が深い単元）の開発と実践を行ってきた。

このように、キャリア教育の研究をきっかけとして、本校の教員も積極的に地域に出かけ地域素材の発掘や協力者との協働に取り組んできた。①苅宿町会主催の節分に参加②地元のやよい会（敬老会）の方々をお呼びして「昔遊び体験学習」、③苅宿・西加瀬の 2 町会の婦人部の方をお呼びしての運動会の全校種目「『川崎踊り』の伝授」、④地元に住んでいる達人（書道・花・クレイアート・体操等）を講師に招いた「達人に学ぼう」⑤新設された苅宿保育園やバナナ園（認知症の方の施設）との交流学習 ⑥白楊園のフェスティンポプラに 4 年生が参加などの体験学習は、本校の特色として根付いている。その一方では、地元の 2 町会の方たちを中心に下校時の見守りパトロールや P T A の全会員による安全パトロールも定着している。これは、地域全体が児童の安心・安全に学校生活を送れるようにという思いの表れである。

このように本校の学校教育は、「地域といっしょに子どもを育てる学校」という理念の基に行われており、学校・家庭・地域（町会・商店会・地元工場・各団体や施設等）が協働しながら、お互いに W i n W i n の関係を築いていくことが最も大切なことであると考えている。そのためには、コミュニティスクールという形で、地元地域の方々の願いを学校運営にさらに反映させながら、地域の教育力をよりスムーズな形で活用していくことができるよう、学校運営協議会を設置して体制づくりを行っていきたく、ここに学校運営協議会の設置を申請いたします。

様式1（学校運営協議会設置申請書）

平成27年2月26日

川崎市教育委員会様

川崎市立稻田中学校は、学校運営協議会の設置を申請いたします。

平成27年2月26日

川崎市立稻田中学校
校長 大内 孝



平成27年2月26日

川崎市立稻田中学校
校長 大内 孝二

学校運営協議会設置申請理由書

本校は、地域教育会議・学校教育推進会議・PTA活動などを通して地域の方や保護者の方々が、本校の学校教育に強い関心を持っていただいています。その方たちの積極的な援助や協力より、学校が落ち着いた雰囲気の中で、生徒たちは学習、行事、部活動などに明るく元気に取り組んでいます。

これまで、地域の方々からは、様々な角度からご意見をいただきました。その中には、批判的な意見もありましたが、学校を応援してくださるご意見もたくさんありました。地域の方々は、学校と協力し地域に貢献する姿勢が強く、生徒、教職員と共に協力し、汗をながしています。具体的には、多摩川清掃、ふれあい広場、学校内の樹木の剪定、子ども会議などです。PTAの活動も盛んで、PTA広報、成人委員会の学習会、PTAバレー、PTAバトミントンなどがさかんで、教職員とも連携し、有効な情報交換ができ、教育活動について協力体制ができます。

このような中で本校は、近く70周年を迎えます。そこで、地域の方々からさらなるご意見をいただき、今の状況をより高めていくために学校・家庭・地域がさらに協働しながら、本校の特色を生かし魅力ある学校づくりをめざす体制が必要であると考えています。そのため、コミュニティースクールという形で、地域の願いを学校運営に反映させ、地域の教育力をより活用していくことのできるよう、学校運営協議会を設置しての体制づくりを図りたく、ここに学校運営協議会の設置を申請いたします。